

○ 家庭裁判所送致(直送)の簡易事件に係る関係書類追送書の様式について(通達)

〔平成19年12月7日少甲達第50号〕
〔警察本部長から部課署長宛て〕

対号 昭和54年8月30日付け発防第492号「ぐ犯(簡易)事件の「関係書類追送書」並びに「補導歴(非行歴)照会結果報告(回答)書」の様式について(通達)」

標記の件については、対号に基づき運用してきたところであるが、今般、関係規程等の整備改廃に伴い、下記のとおり新たに定めたので、運用上遺漏のないようにされたい。なお、対号は廃止する。

記

1 様式

別紙のとおり。

2 運用上の留意事項

- (1) 家庭裁判所に送致(直送)した少年の簡易事件に関して、家庭裁判所から警察署保管に係る関係書類の送致要求があった場合に用いること。
- (2) 様式中「関係書類追送に関する事項」欄には、連絡事項等を簡潔に記載すること。

関係書類追送書

年 月 日

家庭裁判所 殿

警察署

司法警察員

⑨

下記少年の簡易事件の関係書類を追送する。

少年の氏名	(歳) 男・女			
送致年月日	年 月 日			
追送書類目録				
文書の標目	作成年月日	作成者	供述者	備考
関係書類追送に関する事項（裁判所からの連絡内容や警察からの連絡事項等）				

注意 少年簡易事件で署保存書類の追送要求があった場合に使用する。